

ごみ減量化の取り組み

ごみの減量化は、地球の環境保全につながる重要なことです。市では、昨年1月10日から2段階ごみ有料化制度を開始するなど、ごみの減量化に取り組んでいます。

循環型社会へ面舵(オモセ)いっばい！ 目指すは、資源を活かすまち

一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画編では、ごみ排出の抑制や計画的なごみ処理を推進するための基本方針を定め、市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれの役割を果たして取り組む「資源を活かす循環型社会」を目指しています。

ごみ減量化の目的

地球温暖化の防止
収集・焼却・埋め立てなどのごみ処理過程で発生する地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制します。

天然資源の保全
プラスチックの原材料である石油や紙類の原材料である木材など、天然資源の保全につながります。

最終(埋め立て)処分場の延命化
平成14年10月に供用開始した埋め立て処分場は、現状のままでは平成

できることから始めよう！ ごみを減らすための「4R」

市では、ごみ減量の目標の一つに次のことを掲げています。

【市民1人1日平均排出量】

平成12年度の1, 288g(合併前の旧4町を含む)の15%減
↓平成23年度までに1, 095g
(平成17年度実績1, 144g
旧宇久町・旧小佐々町を含む)

統計上では、平成17年度に比べ全市民一人一人が1日当たり49gごみを減らすと目標は達成されることとなります。しかし、毎日のことから簡単なことではありません。市民の皆さんがごみ減量化に取り組むには、ごみを減らすための「4R」が不可欠です。

4Rとは、「ごみになる物を断る(リフューズ)」「ごみの発生を抑制する(リデュース)」「使える物は再利用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」です。

毎日出るごみだからこそ、わたしたち一人一人の行動が、市全体のごみの量を減少させることにつながります。

【お尋ね】

市環境部総務課
市廃棄物・リサイクル対策課
☎0956・31・6520
☎0956・32・2428

リフューズ (Refuse) ごみになる物を断る

- ・買い物の際は、買い物袋などを持参して、余分な包装を断る
- | | |
|----------|------|
| (目安) レジ袋 | 約10g |
| 紙袋 | 約50g |
| 包装紙 | 約20g |
| 本のカバー | 約5g |

リデュース (Reduce) ごみの発生を抑制する

- ・できるだけ長く使用できる物を選び、買い過ぎないようにする
 - ・計り売り商品を購入する
 - ・料理などを作り過ぎず、食べ残しをしない
 - ・使い捨ての商品を使わない
- | | |
|------------|-------|
| (目安) ごはん1膳 | 約150g |
| 紙皿 | 約10g |
| 割ばし | 約5g |

4Rの取り組み例

リユース (Reuse) 使える物は再利用する

- ・捨てる前に何かに利用できないか考える
 - ・壊れたら、なるべく修理して使う
 - ・何度も繰り返し使えるリターナブル容器のもの(ビール瓶、牛乳瓶など)を選ぶ
 - ・詰め替えができる商品を選ぶ
- | | |
|--------------|------|
| (目安) シャンプー容器 | 約60g |
| 台所用洗剤容器 | 約30g |

リサイクル (Recycle) 再生利用する

- ・資源物は分別して排出する
- ・食品トレーは店頭で回収をしている店舗へ持って行く
- ・エコマークなどのリサイクルマークがついた商品を購入する(ワンポイントアドバイス)
菓子や贈答品の箱、包装紙、紙袋、はがきなどの雑古紙は、名刺大以上で、においや汚れがついていなくて特殊加工されていなければ、資源物として出せます。

ごみの出し方や分別については、「ごみカレンダー・分別表」をご覧ください。毎年、各世帯に配布するほか、市役所、各支所、各行政センターで配布しています。

ごみ処理経費の節減
平成16年度の経費(旧市域)は、約38億円掛かりました。

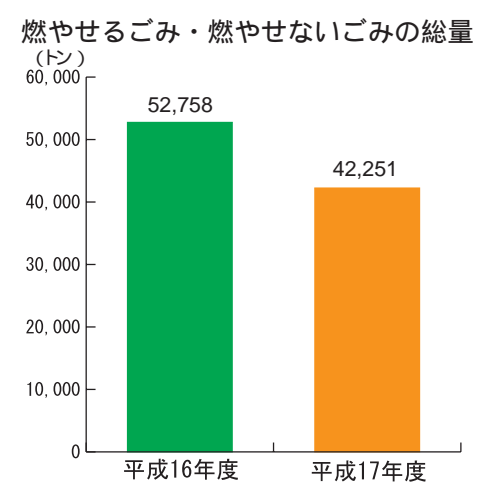
2段階ごみ有料化制度の特徴

ごみ有料化を採用している多くの市町村では、指定ごみ袋だけによる有料化方式が採用されていますが、実施から2〜3年でリバウンド現象(一時的にごみが減っても、再び増え始めること)が起きています。これは、住民の経済負担が年間千円程度で、すぐに経済的負担に慣れてしまっただと考えられています。

本市のごみ有料化制度は、無料ごみ処理券を各世帯に配布します。無料ごみ処理券の範囲内にごみを減らすというはつきりとした目標を立てやすく計画的な減量ができ、減量効果が長続きしてリバウンド現象が起きにくいと考えられます。

2段階ごみ有料化制度の現状

皆さんのご協力により、家庭から排出された燃やせるごみと燃やせないごみの総量(旧市域分)が、平成16年度と平成17年度を比べると約20%減少しました(左のグラフ参照)。



グラフは、市町村合併前の平成16年度と比較するため、旧4町分を除いた数字にしています。



【無料ごみ処理券についてお問い合わせが多い内容】

- **無料ごみ処理券の発送時期は？**
毎年11月下旬から12月中旬にかけて、住民登録上の世帯主あてに翌年1年分を郵送します。
- **無料ごみ処理券を紛失したときは？**
無料ごみ処理券は、紛失しても再発行しません。取り扱いに十分ご注意ください。
- **転入、出生の場合の配布は？**
市外からの転入届や出生届を出した場合は、後日に住民登録上の世帯主あてに無料ごみ処理券を月割して郵送します。
- **結婚したときは？**
結婚などにより市内で転居した場合は、再交付しません。元の世帯の処理券をご使用ください。